

食品安全委員会（第764回会合）議事概要

日 時：令和元年11月19日（火） 14：00～14：40
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか 5名出席
傍聴者：報道 0名、行政機関 1名、一般 6名

議事概要

（1）プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「チルジピロシン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤（ズプレボ40注射液）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「チルジピロシンの許容一日摂取量（ADI）を0.03 mg/kg体重/日と設定する。」

「チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤（ズプレボ40注射液）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」

「『SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」

「『K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全性の問題はないものと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 令和2年度食品安全モニター募集について

→事務局から説明。

令和2年度の食品安全モニターの募集手続を開始することとなった。